



できます!

男性も育休

Jマテ.グループでも男性の育児休業取得者が増えてきました。家族構成や社会環境の変化により「ワンオペ育児」になることも多い現代では、誰よりも身近な家族であるパパの助けが必要です。出産を控えているご家族は、「もし育休を取ったら、どんな生活や役割分担ができそうか？」一度話し合ってみてはいかがでしょうか。

＼ Jマテ.グループ全体 ／

男性の育児休業の実際!

育児休暇取得率

2022年 **28.6%**

対象者7名 育休取得者2名

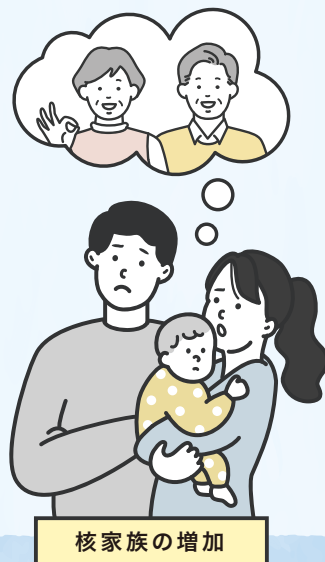
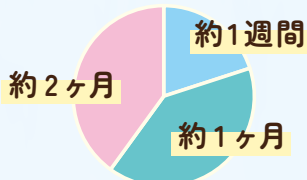
2023年 **50.0%**

対象者6名 育休取得者3名

※2023年6月末時点

育児休業を取得した期間

2022~2023年に
取得した男性



1~2か月間の育休を取得するパパが増えてきました!

育休に関するギモン・シツモン?

Q1 妻が育休中なので夫は育休しなくても良いのでは?



約10か月におよぶ妊娠・出産は、交通事故の怪我に例えられるほど母体に大きなダメージがあり、特に産褥期(出産後6~8週間)は回復のため安静にしなければなりません。「産後の床上げ」といって1か月ほど布団を敷いたままできるだけ休息させる慣習がありますが、現代の核家族では頼れる人がおらず、出産した女性が細切れ睡眠で育児や家事をしていることもあるようです。体力的・精神的な負担が大きく、初産婦の4人に1人は産後うつを経験するとも言われています。家族による育児や家事の分担は絶対に必要です。

Q2 育休中の収入はどうなるの？

育休中は給与収入がありませんが、雇用保険から「育児休業給付金」があります。また、健康保険・厚生年金の保険料が免除されるので、**休業前の手取り収入の実質80%がカバーされます**。※産後の一定期間に夫婦で育休を取得した場合、この割合を実質100%に引き上げることが政府で検討されています。



Q3 夫婦で交替しながら育休を取ることはできる？

育休は子どもが1歳になるまでの間で取得できますが、父母とも分割して2回取得可能です。また、**育休とは別に「産後パパ育休」**も新設され、さんじょくき産褥期にあたる出産後8週間以内に4週間まで取得することができます。

Q4 育休からの復帰に向けて、保育園はいつ申し込む？

上越市の場合

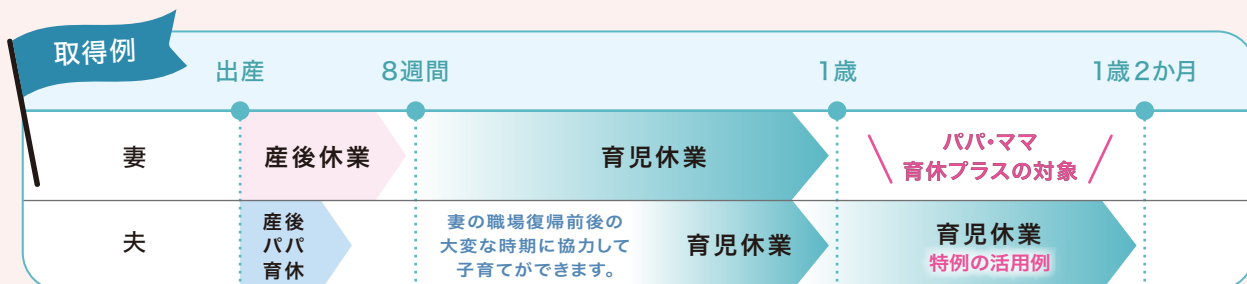
申込の案内が「広報上越」9月1日号に掲載されます。新年度の4月から入園する場合、前年の9月～10月に申込受付があり、12月末までに入園できる園が決定します。あらかじめ復帰のタイミングについての計画や保育園の下見をしておきましょう。5月以降の途中入園は、入園希望日の1か月前から申込できます。保育園の空き状況は上越市のウェブサイトで確認できます。 ※各自治体の情報をご確認ください。

上越市の保育園・認定こども園の空き状況



Q5 1歳までの育休予定。もう少し延長できない？

育児休業給付金や社会保険料の免除があるのは1歳になる前日まで。1歳以降も休業する場合は収入の補償がなく、社会保険料も納める必要があります。ただし、**夫婦で育休を取る場合は「パパ・ママ育休プラス」の特例で1歳2か月まで育休を延長**して給付金や社会保険料の免除が受けられます。なお、父母それぞれが取得できる休業期間の上限は1年間です。 ※母親は産休を含む期間



※産後パパ育休と育児休業は、それぞれ分割して2回取得可能

Q6 保育園に入園できなかった場合は？

保育園に申し込んでも空きがなく入園できない場合、自治体から「不承諾通知書」が発行されます。この場合は例外的に1歳を超えて育休できますが、1歳になる誕生日の2週間前までに通知書を添えてハローワークに手続きする必要があります。まずは会社に連絡してください。



育休を計画してみよう！

● 出産予定日

(年 月 日)

● 妻の産休・育休取得希望

(年 月 日 ~ 月 日)

● 夫の育休取得希望

1. 産後パパ育休

(年 月 日 ~ 月 日)

2. 育児休業

(年 月 日 ~ 月 日)

● 保育園の入園予定

(年 月 日)

● 入園の申込

(年 月)

まずは育休の取得時期や復帰時期、育休中の家事・育児の役割分担について家族でよく話し合ってみましょう。

出産予定日が決まったら早めに上司と相談し、業務の棚卸しや引継ぎを計画しましょう。また、JHDより育児休業制度や給付金などについて個別説明があります。

産休・育休はいつから？

産前・産後休暇
育児休業の自動計算



働く女性の心とからだの応援サイト
妊娠出産・母性健康管理サポート（厚生労働省）

G Garoon

「育児休業」に関する規程、申請書、休暇制度等について掲載しています。

- ファイル管理 > 規程 > G人事・労務関連規程 > G07育児休業規程
- ファイル管理 > よくある手続 > 出産・育児 > 出産育児に係る休暇他

妊娠・出産の申出を受けた上司は

- ☒ 育休制度の説明、育休取得の意向を確認する。（法律上の義務）
- ☒ 育休取得の意向や予定について各社管理部、JHD総務部に連絡する。
- ☒ 業務の棚卸しや情報共有の機会と捉えて引き継ぎを支援する。
- ☒ 関係する部署などにも連絡し、フォローできる体制を整える。

※育休制度の利用を理由としての嫌がらせや取得を阻害するような言動はハラスメントに該当しますので注意しましょう。



昨年、育児休暇制度についての管理職研修を行いました。

産休・育児に関する相談窓口

Jマテ.ホールディングス株式会社 総務部

025-539-1102

育休取得した社員の体験談募集中

あなたのご家族の体験談をぜひお寄せください

